■背景と目的

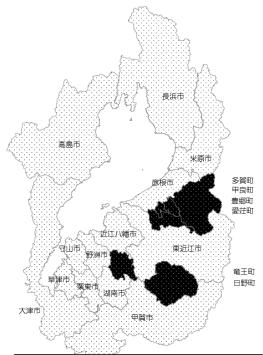
- 滋賀県では、昭和24年(昭和49年全部改正)に、屋外広告物法に基づく「滋賀県屋外広告物条例」を制定し、県内における屋外広告物の 適正化に取り組んできた。
- ▶ 一方で、広告技術の発展や市街化の進展等により既存の広告物の規制・基準等では対応できない部分があること、老朽化した広告物の増加による安全面への懸念が生じていること等、社会情勢の変化に伴う各種課題が生じている。
- ▶ 景観法制定以降、県内13市は景観行政団体へ移行し、課題の解決に向けた取組を独自に実施しているが、6町域については、引き続き滋賀県が取組を進める必要があることから、6町域における良好な景観形成に向けた課題および今後に向けた対応方針について整理し、取組施策を取りまとめることとする。
- ▶ 一体的な湖国の風景づくりを推進するため、取組施策を全県的に展開していくことも視野に入れ、13市とも議論を進めたい。

■現行規制の問題・課題

- > 現行条例制定後、約半世紀が経過し、市街化や技術の進展等の社会情勢の変化により、従来の規制では不十分な状況が生じ、湖国ならではの風景が失われつつある。
- ▶ 各町のまちづくり施策との齟齬も生じており、町から改善要望も出されている。
- ▶ 広告物の老朽化により、落下・倒壊等の事故が増加するなど、安全面での課題が顕在化している。
- ▶ 規制の遵守・運用にあたって、わかりづらく運用が困難であるなど、事業者側と行政側の双方で支障が出ている部分がある。

■検討スケジュール(変更となる場合がある)

時期(予定)	実施事項(予定)	内容(予定)
~2020/8	課題・対応方針の整理	
2020/9	意見照会1	
2020/11	取組施策案たたき台の作成	
2020/11~12	意見照会2	
2020/12	取組施策案の作成	
2020/2~3月頃	常任委員会への報告	取組施策案の報告
2021/2~3月頃	都市計画審議会·景観審議会	諮問·答申
2021年度(夏)	パブリックコメント	
2021年度(冬)	条例·規則改正(公布)	必要な条例・規則等の改正
2022年度	改正周知	
2023年頃~	改正施行	



※注:業登録等に係る規定は、大津市を除く県内全域が引き続き県条例の適用区域

良好な景観形成に向けた取組施策の検討(屋外広告物)【概要版】

市街化・郊外化の進展により郊外に大型店舗が 増加しているが、これらに対応した基準が十分 でなく、景観上の支障が発生している。



郊外市街地の大型商業施設の広告物

県民や観光客も多数通行する幹線道路沿道において、ナショナルチェーン店の巨大看板が林立し、滋賀らしい景観が損なわれている。



幹線沿道に林立する巨大な広告物

モータリゼーションの進展により、市街地を離れた田園地域でも看板設置が増加しているが、基準が十分でなく、景観上の支障が発生している。



田園風景の中に乱立する広告物

交差点周辺で自動車交通を想定した案内看板が 多数設置されているが、基準が十分でなく、無 秩序に乱立し、景観上の支障が発生している。



交差点に乱立する広告物

広告技術の進展により、電光掲示板やデジタル サイネージ等が増加しているが、これらに対応 する基準が十分でなく、景観上の支障が発生し ている。



商業施設の巨大な電光掲示板

高度成長期からバブル期に多数設置された看板が一斉に老朽化を迎えており、台風等の災害の激甚化も相まって、看板の落下・倒壊等の事故が発生している。



老朽化や強風等により破損した広告物

良好な景観形成に向けた取組施策の検討(屋外広告物)【概要版】

■取組施策(案)

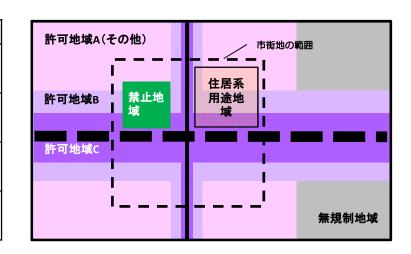
項目	問題・課題	原因	取組施策(案)	適用範囲
	田園地域にも市街地と同じような 広告物が設置されるなど、地域ご との景観特性にそぐわない広告物 が設置され、景観に悪影響を及ぼ している	規制の地域区分が、地域ごとの景観特性や土地利用に即したものになっておらず、基準とめざすべき景観が合致していない部分がある	地域区分の再編 + 地域に応じた基準設定	6 町域
	量販店等の大規模な広告物が増加 し、景観に悪影響を及ぼしている	広告物の規模に関する基準が全体的に 緩すぎる(野立・屋上・壁面)	規模基準の強化	6 町域
①地域区分・基 準	店舗前などに設置されている立て 看板やのぼり旗などが景観に悪影 響を及ぼしている	個別の基準が設定されていないものが ある	個別基準の設定	6 町域
华	交差点等において、広告物が無秩 序に乱立し、景観に悪影響を及ぼ している	高さや面積の基準しかなく、無秩序な 乱立を防止する基準がない	乱立防止基準の導入	6 町域
	歴史的な地域に派手な広告物が設 置され、景観に悪影響を及ぼして いる	色彩や照明など、規模基準以外の基準 が十分でなく、質的な規制・誘導がで きていない	規模以外の基準の充実 (色彩、照明など)	6 町域
	規制の一部対象外(適用除外)と している広告物の一部が景観に悪 影響を及ぼしている	規制の適用除外の条件(基準)が十分 でない	適用除外広告物の基準の強化	6 町域
②安全性	広告物の落下・倒壊等の事故が多 発している	老朽化した広告物が増加し、加えて自 然災害が激甚化している	資格要件変更+点検義務化	6 町域
③その他 (条例・規則)	規制の遵守・運用にあたって、わかりづらく運用が困難であるなど、 事業者と行政(規制側)の双方で 支障が出ている	広告物の形態区分に応じて許可期間上限が異なるなど、不必要に複雑な規制、規制の根拠が薄い規制、負担と効果のバランスを欠いた規制等が存在する	規制の簡素化・再整理、他	6 町域 (一部、大津市を除く 県全域)
④その他 (条例・規則以外)	規制が遵守されたとしても、それ だけでは必ずしも良好な景観にな らない場合がある	権利制限を伴うため、条例等による強制力のある「規制」は最低限のルールとせざるを得ない	広告景観形成方針の設定 + 良好な景観形成を目指した 「誘導・活用」施策の充実	6 町域

[※]上記の取組施策(案)について制度化および実行を検討する(法規上の検討、数値基準の精査等を行い、今後修正を加える場合がある)

現行の地域区分は、鉄道・道路の沿線を軸とした地域区分となっており、必ずしも地域の状況に即した地域区分とはなっていないため、これを地域の土地利用・景観・環境の状況に応じた地域区分へと見直しを行う。

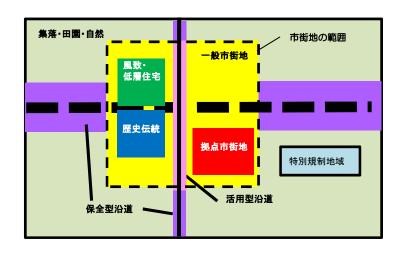
■地域区分(現行) ※さらに細分すると全部で合計12区分あり

地域区分	対象			
禁止地域	文化財周辺、都市公園·緑地等			
許可地域C(住居系/非住居系)	鉄道・指定道路等の沿線(近め)			
許可地域B(住居系/非住居系)	鉄道・指定道路等の沿線(遠め)			
許可地域A(住居系/非住居系)	その他の地域			



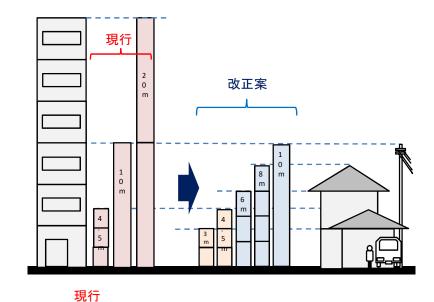
■地域区分(改正案)

地域区分	場所の例
第1種地域(歴史伝統系)	歷史街道、旧宿場町、参道、伝建地区、文化財周辺等
第2種地域(風致·低層住宅系)	風致地区、都市公園、河川、低層住宅地等
第3種地域(保全型沿道系)	田園、工業市街地の幹線道路沿い、主要街路沿い等
第4種地域(活用型沿道系)	市街地内の幹線道路沿い等
第5種地域(集落·田園·自然系)	農山村集落、農地、山林等
第6種地域(一般市街地系)	市街化区域、その他市街地、駅周辺
第7種地域(拠点市街地系)	拠点的な商業・業務市街地
特別規制地域	(個別指定地域)



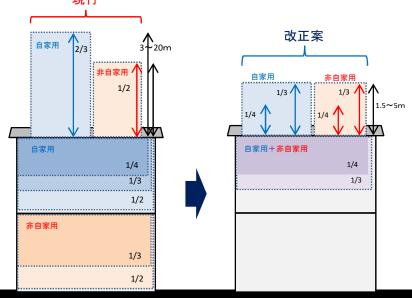
→地域区分に応じた許可基準等を設定し、地域特性に応じた景観形成を図る。

現行規制では、景観への影響が大きい広告物も設置されてしまうため、規模基準を強化する



●野立広告

- ・高さ基準の強化
- ・面積基準(絶対値)の導入
- ・幅基準の導入(一部地域)



●屋上広告

- ・高さ基準の強化
- ・面積基準(絶対値)の導入

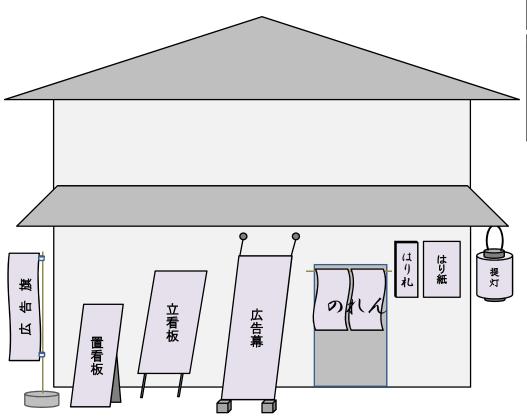
●壁面広告

- 面積基準の強化
- ・面積基準(絶対値)の導入

現行規制では、個別の基準が設定されてない広告物の類型もあるため、これらに個別の基準を新設する

現 行: 基準なし(すべて許可または類似基準適用)

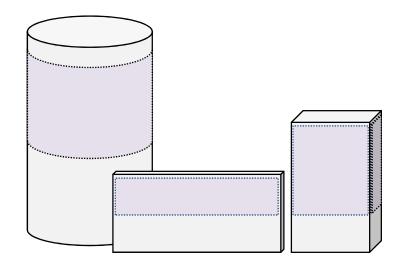
改正案: 基準あり



簡易広告物(はり紙、広告旗、立看板等)

	区分	基準
簡易広告物	はり紙、はり札の類 広告幕、のれんの類	・上端高:4m以下 ・面積:1m以下 ・数量:半径10m以内に50個以下 ・近傍に同様のものを多数表示しないこと ・上端高:4m以下 ・面積:5m以下
	広告旗、のぼり旗の類	- 数量: 半径10m以内に5個以下 - 上端高: 4m以下 - 面積: 3㎡以下 - 数量: 半径10m以内に5個以下
	立看板、置看板の類	・上端高:3m以下 ・面積:3㎡以下 ・数量:半径10m以内に5個以下
	提灯の類	· 面積: 2㎡以下 · 数量: 半径10m以内に5個以下

	区分	基準
その他物件	自家用	・上端高:4.5~10m以下 ・面積(絶対値):5~30㎡以下 ・面積(相対値):合算1/3以下(例外あり)
利用広告物	非自家用	・上端高:3~4.5m以下 ・面積(絶対値):3~10㎡以下 ・面積(相対値):合算1/3以下(例外あり)



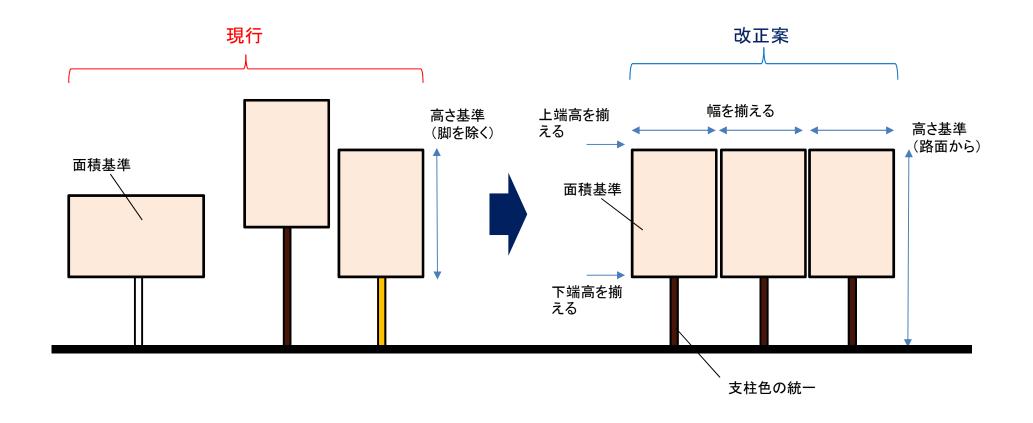
その他の物件(タンク、塀、自動販売機等)利用広告物

①地域区分・基準(乱立防止基準の導入)

現行規制では、無秩序に乱立した状態で設置されてしまうため、乱立を防止する基準を導入する

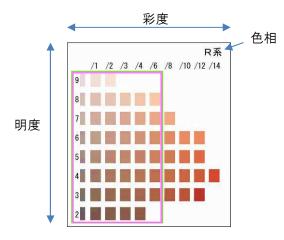
現行:高さ基準、面積基準のみ

改正案:高さ基準、面積基準 +無秩序に乱立することを防止する基準



質的な規制・誘導が不十分なため、規模の基準以外の、色彩や照明等に係る基準の充実を図る。

●色彩規制の見直し



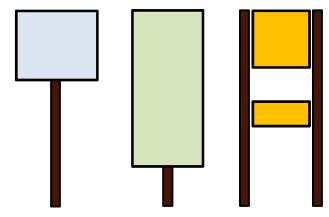
色彩に関する規制を充実させる

●照明の光色基準の導入



歴史的な景観を形成すべき地域(第1種地域)において、暖色系電球色を指定する

●支柱色の基準の導入



一部地域を除いて支柱色を指定し、統一を図る

●運動・明滅照明の基準の見直し



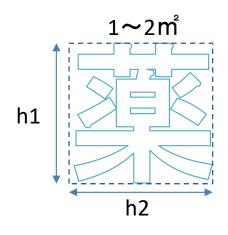
一部地域で、運動照明の設置を禁止する

●電光掲示板の基準の見直し など



電光掲示板等については、通常の広告物よりも面積基準を厳しくする

●文字サイズ規制の導入



文字サイズに上限を設ける

①地域区分・基準(適用除外広告物の基準の強化)

規制(禁止、許可申請等)の適用除外となる広告物が景観に悪影響を及ぼしている場合もあるころから、適用除外となる 広告物の基準の強化・充実を図る。

(改正案)

EZ /\	###5	英田 込みの芸進		
区分	基準項目	適用除外の基準		
 禁止物件効用 広告物	面積(1表 示)	・5㎡以下(道路面にあっては10㎡以下)		
A 1 10	他	・物件の管理者と協議がなされていること		
	面積(1表 示)	·5㎡以下		
寄贈者名等広 告物	面積(1物 件・1方向 あたり)	·見付面積×1/5以下		
	表示内容	·寄贈者·設置管理協力者の氏名、名称、店名、商標、寄贈者·設置管理協力者である旨に限る		
	他	・物件の管理者と協議がなされていること		
小規模自家用 広告物	面積	·1敷地あたり5㎡以下(第1~2種地域) ·1敷地あたり10㎡以下(第3~7種地域)		
<u>Д</u> 10	他	・工作物確認申請の対象でないこと(野立広告物・屋上広告物に限る)		
管理用広告物	面積(1表 示)	·5㎡以下		
催事広告物	期間	・催事の期間中および前後7日間		
建設工事広告物	面積(1表 示)	·15㎡以下		
	他	・周囲の景観と調和し、宣伝の用に供されるものでないもの		
公共的掲示板 広告物	面積(1表 示)	·5㎡以下		

区分	基準項目	適用除外の基準
政治·宗教·	期間	・1年以下
学術・芸術広告物	面積(1表	·15㎡以下
報道関係広	期間	·1年以下
告物	面積(1表 示)	·15㎡以下
短期間広告 物	明示事項	・表示期間(始期・終期)、責任者の名称・連絡先を明示すること
	期間	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、60日以内であること
簡易広告物	数	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、50個以内であること
	明示事項	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、表示期間(始期・終期)、責任者の名称・連絡先を明示すること
	他	・許可基準で定める簡易広告物の基準に適合するもの

老朽化や自然災害等による看板の事故が増加しているため、適切に管理・点検が行われるよう、資格要件等の見直しを行う。

項目	現行規制の課題	改正対応	備考
日常的な 管理	・一定規模以上の広告物の管理者には専門的な資格を求めているため、広告主が管理者になることができない。	・管理者の要件として、専門的な資格ではなく、県内 在住者または県内に事業所を有する者とする。	・広告物を日常的に管理できる者 (主に広告主)が管理者になること が望ましい。
定期点検	・条例上、点検義務が明記されていない。(規則に基づく安全点検調書の添付義務により間接的に規定)・建築士や点検技士等について点検資格に入っていない。	・表示者・管理者に対して、定期的な点検義務等を明記する。 ・広告物の区分に応じて点検時期を設定する。 ・建築物の定期報告との一括検査を可能とするため、 1級・2級建築士と特定建築物調査員を追加する。 ・広告物の点検に特化した民間資格である広告物点 検技士を追加する。	・資格をさらに絞ることについても 検討したが、点検のハードルを上 げることによるデメリット(継続許可 申請が出てこなくなる等)もあるた め、現時点では時期尚早と判断。

●定期点検(安全点検調書作成)の資格要件

安全点検調書作成者の 資格要件	工作物確認申請対象 (通行者が多い地域)※2	工作物確認申請対象 (その他の地域)	工作物確認対象外
屋外広告士	0	0	0
点検技能講習修了者	0	0	0
職業訓練指導員(広告美術)	×	0	0
技能検定合格者(広告美術)	×	0	0
職業訓練修了者(広告美術)	×	0	0
屋外広告物講習会修了者	×	0	0
一級·二級建築士 ★追加	×	0	0
特定建築物調査員 ★追加	×	0	0
広告物点検技士 ★追加	×	Ō	O
(非有資格者(管理者))	×	×	0
(非有資格者)	×	×	×

- ※一級・二級建築士、特定建築物調査員は、建築基準法に基づく定期報告が可能な資格
- ※広告物点検技士は、H28年から始まった(一社)日本広告物施工管理協会による民間資格(2日間の講習+試験による認定を行う)でこれまでに600名程度が資格を取得している
- ※点検者資格要件として認めている都道府県数 建築士=30、特定建築物調査員=6、広告物点検技士=2 (47都道府県のうち点検の資格要件を定めているのは40都道府県)

③その他 (条例・規則関係:規制の簡素化・再整理)

不必要に複雑な規制、規制根拠の薄い規制、景観保全上の効果が乏しい規制、負担と効果のバランスを欠いた規制等があるため、規制の簡素化・再整理等を図る。

項目	問題•課題	改正対応	備考
広告物の区分・定義	形態・性質ごとの定義、許可期間にかかる分類、許可基準にかかる分類が整理されておらず、一部混乱が生じている。	・区分・定義、許可期間、許可基準にかかる分類 の再整理を行い、混乱を解消する。	詳細版p39~40
許可期間上限	許可期間上限は、形態に応じて1月、2月、6 月、1年、3年という5種類あるため、運用が煩 雑になっている。	・上限を原則3年に統一する。(一部を除く)	詳細版p41
許可基準	他者間での相互間距離規制や敷地内総量規制な ど県民・事業者の理解を得にくい基準、一般広告物 規制など景観保全上の効果が乏しい基準等が存在 し、県民等から、基準の妥当性・信頼性に対して疑 問が呈されている。	・県民等の理解を得られない基準、景観保全上 の項が乏しい基準を変更・廃止する。(相互間距 離規制、敷地内総量規制、案内図板・一般広告 物規制)	詳細版p42~44
許可申請書類	必要な情報が十分網羅されておらず、あるい は逆に必要以上の情報を記載させている部分 がある。	・必要項目、不要項目を精査、整理する。 (広告主名、景観シミュレーション等)	詳細版p45
適用除外規定 (規制対象範囲)	貼紙1枚を表示するにも許可申請が必要であるなど、県民に必要以上の手続規制を課し、 負担と効果のバランスを欠いている部分がある。	・規制対象とする範囲を再整理し、適用除外規 定の見直しを行う。	詳細版p46~48
経過措置規定	経過措置期間が3年となっているが、簡易広告物としては長すぎ、普通広告物としては短すぎ。	・簡易広告物:1年 ・非自家用の普通広告物:3年(延長して6年) ・自家用の普通広告物:10年(延長して20年)	詳細版p49
禁止物件規定	許可基準で対応可能なものまで禁止されてい るものがある。	・許可基準での対応で問題ないものについては、 禁止物件から除外する。(公衆便所、タンク等)	詳細版p50
違反に対する措置	違反者に対する措置として、指導・勧告・除却 命令等が可能であるが、指導・勧告の段階で の実効性を高める手段が不十分。	・命令に係る規定の不備を解消 ・命令とは別に違反シールの貼付や違反者氏名 公表を可能とする。	詳細版p51 ※法規上の検討の上、導入 是非を判断する
優良広告物等の認定	県民が、景観上優良な広告物や公共目的の 広告物を掲出することについて、インセンティブ が働かない。	・優良広告物、公共的広告物を個別に認定する 制度を設け、優遇措置を講じる。	詳細版p52

最低限のルールである「規制」が遵守されたとしても、それだけでは必ずしも良好な景観にならない場合があるため、より積極的に良好な景観形成を図るため、景観計画で広告景観形成方針を示すとともに、「誘導・活用」施策の充実を図る。

項目	問題•課題	対応	備考
広告景観形成方針 (滋賀県景観計画)	広告景観の景観形成方針(めざすべき広告景 観)が明確でない。	·景観計画に屋外広告物行政基本方針を定めた上で、地域類型ごとに、広告景観形成方針を 定め、地域ごとのめざすべき広告景観を明確に する。	詳細版p55~59
「誘導·活用」施策	「規制」の他に、より積極的に良好な景観形成を図り、魅力的な地域づくりを推進するための「誘導・活用」の取組みが十分でない。	「誘導・活用」施策の充実を図る (例) ・運用基準の策定 ・推奨基準・ガイドラインの策定 ・表彰制度の創設	詳細版p60